

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会

1 設置目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置する。

2 委員の構成

(1) 委員は、議会の同意を得て、市長が選任する。

(2) 委員の定数は3人

3 令和5年度会議の開催回数 1回

4 令和5年度固定資産評価審査申出件数

(1) 土地 0件

(2) 家屋 0件

(3) 償却資産 0件